

江戸川清掃工場

建設工事のあらまし



江戸川区の花（ツツジ）



新工場イメージ図

1 施設計画

■工事場所

東京都江戸川区江戸川二丁目36番1号

■敷地面積

約28,000㎡(緩衝緑地含む)

■工期

令和2年9月30日から令和9年5月31日まで

■設計施工

日立造船・竹中特定建設工事共同企業体

■建築

- ① 工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
高さ約26m
- ② 煙突 鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒 高さ約150m
- ③ 付属施設 洗車棟、待機所、油庫等

■プラント

- ① 焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉(廃熱ボイラ付)
- ② 焼却能力 600トン/日(300トン/日・炉×2基)
- ③ 発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力 約21,000kW

2 環境保全

■大気汚染 法規制値より厳しい自己規制値を設定します。

項目	規制内容	法規制値	自己規制値
ばいじん	濃度規制	0.04 g/m ³ N	0.01 g/m ³ N
塩化水素	濃度規制	700 mg/m ³ N(430 ppm)	10 ppm
硫黄酸化物	総量規制	411 m ³ N/日(約80 ppm)	10 ppm
窒素酸化物	総量規制	12.8 m ³ N/h(約84 ppm)	50 ppm
	濃度規制	250 ppm	
水銀	濃度規制	30 μg/m ³ N	—
ダイオキシン類	濃度規制	0.1 ng-TEQ/m ³ N	—

※排出濃度は、酸素濃度12%換算値を示す。()内は自己規制値と比較するために換算した濃度を示す。

■水質汚濁

「下水道法」及び「東京都下水道条例」による下水排除基準を遵守

■悪臭

「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■騒音

「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■振動

「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

3 江戸川清掃工場の特徴

水とみどりに調和した地域にやさしい江戸川清掃工場

■ 周辺との調和

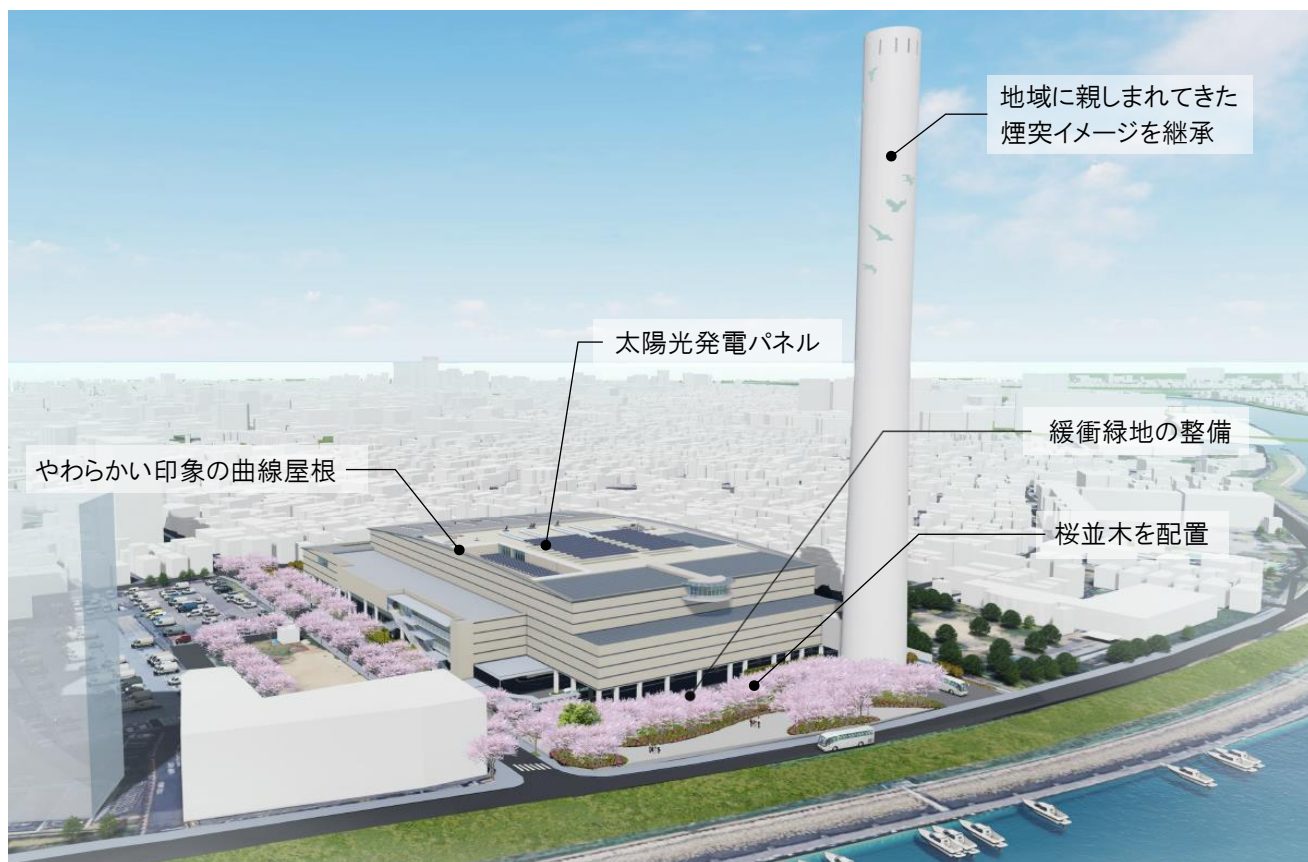
明るいアースカラーで周辺への圧迫感軽減を図るとともに、曲線屋根とすることでやさらか
い印象の外観デザインとし、周辺環境に調和した清掃工場とします。

■ 環境との共生

最新の公害防止設備を導入し、環境負荷を抑えるとともに、緩衝緑地の整備や接道部の緑
化を充実させてみどり豊かな住環境の形成に努めます。旧江戸川沿いには、桜並木を配置
し周囲に調和した緩衝緑地とします。

■ エネルギーの有効活用

燃烧による熱エネルギーを発電や区施設への熱供給として還元し、エネルギーの有効利用
を図ります。また、再生可能エネルギーを利用した太陽光発電パネルを設置します。



4 工事工程・工事内容

■工事工程

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
解体工事	■						
工場棟工事		■					
煙突工事			■				
プラント工事				■			
外構・植栽工事						■	
試運転							■

■:解体工事 ■:建設工事

■工場棟・煙突工事

工場棟は、地下部の掘削を行った後、建物の建設を行います。さらに、内装・外装などの仕上げ工事を行います。煙突は、外筒・内筒の工事を行います。

■プラント工事

焼却炉設備や公害防止設備、発電設備等を据え付けます。

■外構・植栽工事

構内道路・植栽の整備等を行います。

■試運転

プラント設備等の試運転を行います。

5 作業計画

■作業日及び作業時間

原則として月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで（工事のための出入り、準備、後片付けを除く）とし、日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とします。

ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ① 緊急作業、中断が困難な作業（例:コンクリートの打設等）
- ② 道路交通法上やむを得ない特殊車両の出入り
- ③ 騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業（屋内仕上作業・試運転等）
- ④ 作業日にはできない仮設電源・仮設設備等の点検、メンテナンス

■工事車両ルート



工事用車両出入口



工事用車両通行ルート



6 工事中の環境保全対策

■安全対策

- ① 工事車両の出入口には交通誘導員を適切に配置し、通行者の安全を確保します。
- ② 工事車両の運行は、交通法令を遵守し、交通安全に努めます。
- ③ 工事車両は、工事敷地外での路上待機を禁止します。
- ④ 工事エリアには仮囲いを設置し、工事の安全確保に努めます。

■騒音・振動対策

- ① 可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振動の発生抑制に努めます。
- ② 騒音計・振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視及び表示します。

■粉じん対策

- ① 適時散水等必要な措置を講じ、粉じんの飛散防止に努めます。
- ② 粉じん計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。

■電波障害対策

建設機械などにより、テレビの受信障害が万一発生した場合は、速やかに対策を行います。

■排出ガス対策

- ① 可能な限り排出ガス対策型建設機械を採用します。
- ② 工事に使用するディーゼル自動車は、粒子状物質規制に対応した車両を使用します。
- ③ 場内待機中の建設機械や工事車両は、アイドリングストップを徹底します。

■排水対策

工事中の排水は、仮設処理設備を設置し、関連法令、条例に従い適切に処理します。

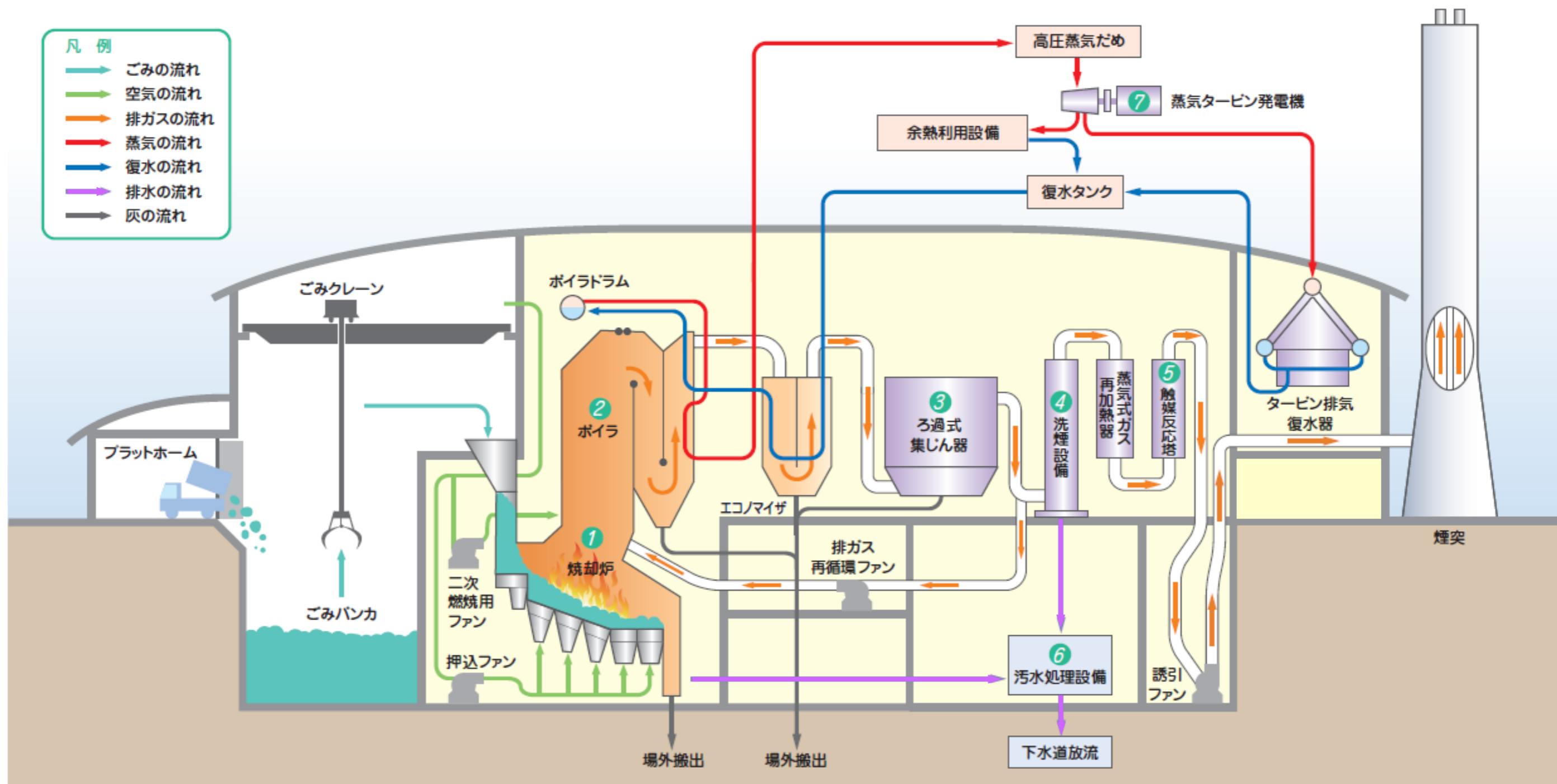
■地盤対策

- ① 掘削区域の周囲に山留め壁を構築し、周辺環境への影響を防止します。
- ② 山留め壁には、自動計測器を設置し、地盤の変動を監視します。
- ③ 定期的に敷地周辺の地盤レベル調査などを行います。

■建設廃棄物の発生抑制

- ① 資材搬入の際には、簡易梱包などにより、養生材の廃棄物の発生抑制に努めます。
- ② 工事中は、3 R (Reduce、Reuse、Recycle) に積極的に取り組みます。

7 江戸川清掃工場のしくみ



1 焼却炉（ストーカ式）

最新の技術で、安定したごみの焼却を行い、燃焼ガス温度は800℃以上で、滞留時間を2秒以上確保し、ダイオキシン類の発生を抑制します。

2 ボイラ

ごみの燃焼により発生する熱で高温・高圧の蒸気を生じさせます。

3 ろ過式集じん器

排ガス中のばいじん、ダイオキシン類、水銀、塩化水素、硫酸化合物を除去します。

4 洗煙設備

排ガスを水と薬剤で洗い、排ガス中の水銀、塩化水素、硫酸化合物を除去します。

5 触媒反応塔

排ガスに含まれるダイオキシン類、窒素化合物を触媒の働きで分解します。

6 汚水処理設備

工場内で発生する汚水に含まれる固形物・重金属などは下水排除基準を満たすように処理してから、下水道へ放流します。

7 蒸気タービン発電機

ボイラで発生した蒸気を蒸気タービンに送り、発電を行います。

8 配置計画図



9 案内図



■交通機関

都営新宿線「瑞江駅」下車、徒歩17分

京成バス 小73 小76 江戸川清掃工場 バス停から徒歩1分

■お問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合

江戸川清掃工場建替工事 監督員事務所

東京都江戸川区江戸川二丁目36番1号

TEL03-3670-6920

FAX03-3670-6925

印刷物登録

令和3年度第28号